

○国立大学法人筑波技術大学附属図書館規程

平成17年10月3日
規 程 第 8 号

最終改正 令和7年3月28日第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第16条の規定に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、次の各号に掲げる活動を行い、もって学内外の教育研究の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 図書、雑誌、視聴覚資料その他の資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して、本学の教職員及び学生の利用に供すること。
- (2) 学外の教育研究機関等に対し、聴覚障害及び視覚障害をはじめとする本学における教育研究に関する情報を提供すること。
- (3) 国内外の図書館活動に協力すること。

(構成)

第3条 図書館は、聴覚障害系図書館及び視覚障害系図書館により構成する。

(管理運営)

第4条 図書館に附属図書館長を置き、教授のうちから学長が命ずる。

第5条 聴覚障害系図書館及び視覚障害系図書館に、それぞれ図書館主任（以下「主任」という。）を置く。

2 主任は、聴覚障害系図書館及び視覚障害系図書館の管理運営に当たる。

3 主任は、それぞれ産業技術学部、保健科学部、共生社会創成学部及び障害者高等教育研究支援センターの教授のうちから学長が命ずる。

4 主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 主任が任期前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属図書館運営委員会)

第6条 図書館の管理運営に関する重要事項を審議するため、附属図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第7条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 産業技術学部長補佐及び保健科学学部長補佐、共生社会創成学部長補佐
- (3) 聴覚障害系図書館主任及び視覚障害系図書館主任
- (4) 第9条に規定する聴覚障害系図書館委員会及び視覚障害系図書館委員会の委員の中から選出された者 各2名
- (5) 聴覚障害系支援課長
- (6) 視覚障害系支援課長

2 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は附属図書館長をもって充て、副委員長は、聴覚障害系図書館主任及び視覚障害系図書館主任をもって充てる。

(審議事項)

第8条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 図書館の運営の基本方針その他図書館の管理運営に関する重要事項

(2) その他図書館長が必要と認める事項

(図書館委員会)

第9条 図書館の運営に関する具体的な事項を審議するため、聴覚障害系図書館委員会及び視覚障害系図書館委員会（以下「図書館委員会」という。）を置く。

第10条 図書館委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 聴覚障害系図書館委員会

イ 聴覚障害系図書館主任

ロ 産業技術学部から推薦される者 3名

ハ 共生社会創成学部から推薦される者 1名

ニ 障害者高等教育研究支援センターから推薦される者 1名

ホ 聴覚障害系支援課長

(2) 視覚障害系図書館委員会

イ 視覚障害系図書館主任

ロ 保健科学部から推薦される者 3名

ハ 共生社会創成学部から推薦される者 1名

ニ 障害者高等教育研究支援センターから推薦される者 1名

ホ 視覚障害系支援課長

2 図書館委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にはそれぞれ聴覚障害系図書館主任及び視覚障害系図書館主任をもって充て、副委員長は、委員長が委員の中から指名するものとする。

(審議事項)

第11条 図書館委員会は、それぞれ聴覚障害系図書館又は視覚障害系図書館における図書館資料の収集、整理、保存及び提供に関する事項その他必要な事項を審議する。

(任期)

第12条 第7条第1項第4号並びに第10条第1項第1号ロ及びハ並びに同項第2号ロ及びハに定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が任期前に辞任し、または欠員になった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

2 この規程施行後最初の主任等の任期については、第5条第4項及び第12条第1項の規定にかかわらず、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。